

平成 25 年 10 月 1 日
恵那市総務部財務課

最低制限価格の改正について（お知らせ）

平成 25 年 10 月 15 日以降に入札公告、若しくは入札執行通知、又は随意契約の見積徴収を行う業務から、最低制限価格の設定方法を改めます。

1. 改正目的

実効あるダンピング対策を目的として、恵那市が建設工事等を発注する際に設定する最低制限価格の改正を行なうものです。

2. 改正内容

最低制限価格の設定方法を次のとおり見直します。（恵那市契約規則第 12 条の 2 第 2 項）

改正後	改正前
最低制限価格は、予定価格の 10 分の 8 以上の額とする。	最低制限価格は、予定価格の 10 分の 7 以上の額とする。

3. 適用業務

予定価格が 1 億 5 千万円未満の建設工事及び、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に最低制限価格の設定が必要であると認めた建設工事以外の業務に適用します。

なお、予定価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事は、低入札価格調査制度の対象となるため、最低制限価格の設定はありません。